

消防ポンプ自動車（CD-I型）

仕様書

令和3年度

草加八潮消防組合

目 次

第1	総則	1
第2	全般仕様	4
第3	シャシ	8
第4	キャブ	11
第5	消防ポンプ用動力取出装置	13
第6	消防ポンプ装置	14
第7	水槽	19
第8	ボディ	19
第9	ボックス類	21
第10	積載はしご昇降装置	24
第11	ホース延長用資機材	24
第12	空気呼吸器取付装置	25
第13	消防専用電話装置	25
第14	取付品及び取付装置	25
第15	附属品	26
第16	その他	27
別表1	備えなければならない取付品及び取付装置	28
別表2	軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置	28
別表3	備えなければならない附属品	28
別表4	軽微な変更として備えることができる附属品	30
別表5	その他取付品及び附属品	30
別表6	移設物品	33

第1 総則

1 目的

この仕様書は、草加八潮消防組合（以下「組合」という。）が令和3年度に購入する消防ポンプ自動車（CD-I型）（以下「ポンプ車」という。）の艤装、性能及びその他製作に関する必要な事項について定める。

2 概要

このポンプ車は、主として次に掲げるものにより構成するものとする。

- (1) シャシ
- (2) キャブ
- (3) 消防ポンプ用動力取出装置
- (4) 消防ポンプ装置
- (5) 水槽
- (6) ボディ（収納庫）
- (7) ホース延長用資機材
- (8) 電動式積載はしご昇降装置
- (9) 空気呼吸器、予備ボンベ及びそれらの取付装置
- (10) 消防専用無線装置
- (11) 取付品及び取付装置

3 車両条件

ポンプ車は、この仕様に適合して製作するとともに次の条件を満たし、消防車両として最適の構造及び性能を十分に有するものであること。

- (1) 堅牢にして、常時、登録された車両総重量の状態において長期の使用に十分耐え得るものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。
- (2) 車体の艤装材料は、J I S（産業標準化法（昭和24年法率第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）G 3 1 0 1（一般構造用圧延鋼材）又はこれと同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用すること。
- (3) ホースの結合用ネジ部の艤装材料は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）の規定に適合するものであること。
- (4) 使用取扱い上の安全及び操作性を十分考慮したものであること。

- (5) 清掃、点検、整備及び調整が容易に行えるものであること。
- (6) ポンプ車製作全般に当たり、活動隊員の労働軽減、安全性及び軽量化に十分な配慮が図られていること。
- (7) 道路狹隘地域において、円滑な消防活動が行えるよう各部分のサイズをコンパクトにする配慮及び研究がされていること。
- (8) 車両の製作は消防用車両の安全基準検討会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、ISO認証取得による品質管理システムにて製造が行われていること。また、納車時に認証取得が分かる書類を提出すること。
- (9) 仕様書記載の内容で法規改正等により保安基準適合外又は構造の変更により取付・改造が困難な場合は、当組合と協議し了承の上変更すること。

4 関係法令等

次の法令等を遵守すること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (3) 電波法（昭和25年法律第131号）
- (4) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号 以下「NO_x・PM法」という。）
- (5) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号以下「規格省令」という。）
- (6) 道路運送車両の保安基準（昭和26年7月運輸省令第67号）
- (7) 埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号 以下「条例」という。）
- (8) その他関係のある法令

5 特許等

工業所有権に関する法令、第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）又は意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう必要な措置を講ずること。また、それらの運用・適用に係る費用は、受注者の負担とすること。

6 疑義

製作に当たり、この仕様書又はこの仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、直ちに組合に連絡及び協議し、承認を受けるものとする。

7 提出書類

- (1) 受注者は、契約後速やかに契約金額内訳書を提出するものとする。
(2) 受注者は、製作に当たり次の関係図書を製本の上、組合の承認を受けるものとする。

ア 製造工程表	2部
イ 車両、艀装五面図	2部
ウ ポンプ及び配管図	2部
エ 電気系統配線図	2部
オ その他組合が指示するもの	必要部数

- (3) 納車時に次の関係図書を製本の上、提出するものとする。

ア 車両、艀装五面図	2部
イ 製造工程写真（シャシ、組立中、塗装後、艀装後）	1部
ウ 試験工程写真（転覆角度試験、重量実測試験、放水試験）	1部
エ ポンプ及び配管図	2部
オ 電気系統配線図	2部
カ ポンプ等試験成績表	2部
キ 検定協会鑑定銘板の写し	1部
ク 自動車改造計算書	1部
ケ 車両重量実測書	1部
コ ポンプ関係取扱説明書	1部
サ シャシ関係取扱説明書	1部
シ 整備解説書	1部
ス パーツリスト	1部
セ 緊急自動車届出確認書	1部
ソ 写真（前後左右）	1部
タ 納品書及び納品内訳書	1部
チ ISO認証取得の写し	1部
ツ その他組合が指示するもの	必要部数

8 検査・納入・保証

- (1) 製作工程において、艀装状況、装備品及び付属品の積載取付状況について中間検査を1回以上行うこと。また、中間検査を行うときは、15日前までに組合へ検査日時及び

場所等を記載した書面を提出し、承認を得ること。

(2) 納入時において、この仕様書に基づく完成検査を実施し、その結果不合格と認めた箇所について、直ちに改修し再検査を受けなければならない。

(3) 検査を受けるときは、検査に先立ち社内検査成績書及び社内検査の状況写真（隠蔽部で検査時に確認できない部分等）を提出すること。

(4) 中間検査及び完成検査終了後、検査報告書を提出すること。

なお、納入時、完成車重量実測測定検査証明書及び完成車転覆角度検査証明書を提出すること。

(5) 納入時、車両及び各資機材の燃料は、それぞれの限度まで入れること。

(6) 納入時及び新車点検時の点検整備は、細部にわたり実施し、特に各部の増し締めを行うこと。

なお、1か月点検時エンジンオイル及びオイルエレメント一式を無償で交換すること。

(7) 保証期間は1年間とする。ただし、保証後といえども製造メーカーが独自で保証期間を定めている場合又は設計不良、工作不良に起因する不具合が生じた場合には、無償で部品の交換及び修理を行うこと。

(8) 車両の登録、廃棄処分及びその手続並びに回送及び納車完了までの費用は、全て受注者において負担するものとする。ただし、自賠責保険料（24か月）、自動車重量税及びリサイクル料金については、発注者が負担すること。

(9) 更新対象車両登録抹消手続は、永久抹消登録（解体届出）又は一時抹消登録手続を行うこと。

(10) ポンプ車を安全に使用するための講習を実施すること。

なお、講習時期、講習内容及び講習期間にあつては別途組合と協議すること。

9 納入期限は令和4年3月31日（木）とし、納入場所は埼玉県八潮市鶴ヶ曾根1185番地、草加八潮消防組合八潮消防署とする。

10 支払方法

支払方法は業務完了一括払とする。

第2 全般仕様

1 一般事項

車両は、この仕様書に掲げる仕様を上回る強度、耐久性及び機能を有するものとする。

なお、走行中の振動、操作等に十分耐え得る構造にするとともに、走行及びアイドリング時にビビリ音等の発生しない構造とすること。

2 使用材料及び材質

- (1) 使用される材料は、耐蝕性に優れたもの又は必要に応じ防蝕処理が施されたものであり、難燃性に優れたもの及び経年変化の少ない素材を適正に選定すること。
- (2) 使用材料及び部品は全て新規製品又は新品とすること。
- (3) 車両に使用する材料及び部品は、特に指示するものを除き日本産業規格品を使用すること。ただし、ボルトナット類はISOねじ又はこれに準ずるものを使用すること。
- (4) プラスチック類は、原則として難燃性のものを使用すること。
- (5) ゴム製品は、原則として耐油性の合成ゴムを使用すること。

3 構成品

車両及び装備品は、全て新規製品又は新品とすること。

4 標準取付品

公表した標準取付品及び装備品は、全て納入すること。ただし、この仕様書で指定したものと重複するものについては、組合と協議し除くことができるものとする。

5 電装品

- (1) メイン電源をカット（ON・OFF）できる装置を設けること。
- (2) バッテリーは、保守点検が容易にできるように設置し、プラス側の端子には、短絡を防止するための保護カバーを取り付け、極性を逆にして取り付けないための措置を講じること。
- (3) バッテリー配線は、第2種キャプタイヤケーブルとし、配線の長さは、バッテリーが引き出された状態を見込んで余裕を取り、バッテリー引出作業を繰り返しても緩まない構造とすること。
- (4) 無線妨害防止措置として各電装品は、電波障害の発生しないものとする。
- (5) 電気配線は次のとおりとする。

ア 機装品用配線は、エンジンスタートスイッチのACCに連動し通電すること。

イ 各配線及び電装品端子等は、燃料配管及びブレーキ配管との接触を避け、整然と敷設固定し、振動及び接触により短絡しない構造とするとともに、雨水のかかる部位の端子は防水処理を施すこと。

ウ 熱の影響を受ける可能性のある部品は、耐熱ケーブルを使用し、断熱処理を施すこ

と。

エ 配線が貫通する部分及びフロアー等でケーブル摩耗等のおそれのある部分は、グロメット又は保護管等による摩耗防止処理を施すこと。

オ 電機部品及びこれらの結合部分は、J I S C - 0 9 2 0（電気機器の防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級）保護等級 1（防滴 I 型）又は保護等級 2（防滴 II 型）とすること。ただし、水密部又はこの処理を特に必要としない部位については、この限りでない。

カ 各配線は、絶縁性に優れ余裕長のあるものを色分けして使用すること。

キ 各電装品は、各標準ヒューズボックス又は増設ヒューズボックスに接続すること。

ク 増設ヒューズボックスはブレードヒューズ型とすること。

なお、取付位置は乗降に支障がなく、かつ、足下等に当たらず容易にヒューズの脱着ができる位置とすること。

ケ 増設ヒューズボックスは、被覆保護をすること。

コ 増設ヒューズの名称を、見やすい位置に表示すること。

サ 配線等は、原則として露出することなくダッシュパネル及び内張等の内側とすること。

(6) ボンディングアースを組合の指定する箇所に取り付けること。

6 塗装

(1) 車体は、特殊化学液にて錆落としの上、リン酸塩被膜を形成後、プライマーパテ、水研、サフェーサを行い熱風乾燥炉にて乾燥させてから赤色ウレタン塗装にて吹きつけを行い、再び熱風乾燥炉にて乾燥させること。

(2) 塗装の色分け等は、次の表のとおりとする。ただし、アルミ縞板、アルミ保護板、ステンレス部及び銘板等は地色とすること。

部 位		塗 色	備 考
外 枠 部	外側（シャッター外側含む）	赤	日本工業規格 1 4 5 スカーレット樹脂形塗料
	内側（ホースカー積載部含む）	シルバー	
ボ ッ ク ス 内 部		シルバー	ステンレス部を除く。
ポ ン プ 配 管		淡青又は赤	

作 動 油 配 管	黄	
給 脂 ニ ッ プ ル	黄	
空 気 配 管 (給 水 側 配 管)	白	
給 油 配 管 ・ グ リ ー ス 配 管	茶	
ド レ ン 配 管	青	

(3) 下地処理

ア 錆止め塗装は、溶接ミスト除去及び錆落とし等を十分に実施後に行うこと。

イ 錆止め塗装は、メタルアーマーecoとすること。

ウ 塗装部分は、全て密着性向上のため下地処理サンドペーパー又はナイロンタワシ等により足付けをすること。

なお、長年運行しても足付け跡が透けないよう考慮すること。

エ 脱脂剤等を使用し、縮み、剥離等が発生しないよう脱脂を十分に行うこと。

オ 外板部等は、錆止め作業を実施し、塗装後フェザーエッジが出ないよう素地調整を行うこと。

(4) 異物、エア、塗料たれ、縮み、つやひけ、透け、ブラッシング及び異物混入のないよう塗装すること。

(5) 外板部の塗膜肌（ポリッシング）は、ゆず肌及び粗め跡を完全に消去し、塗り肌を鏡面に近い仕上げとすること。

なお、外板部内部及びポンプ配管系の塗装肌は、ノンポリッシング可とする。

(6) 塗装範囲は、フロントバンパーを含むボディ外装とする。

なお、ウェザーストリップ、水きりゴム及びパネル溶接部等をブロック単位とし、範囲詳細は別途協議とすること。

(7) マスキングは、非塗装部分にミストが飛散しないよう留意すること。

なお、ドアアウターハンドル、Fサイドウインカーレンズ、ウォッシャーノズル及び車両メーカーシンボルマークエンブレム等の容易に離脱可能な部品は、取り外してから塗装すること。

7 文字表示

(1) キャブ左右後部ドアに左書き丸ゴシック体で「草加八潮消防局」と白色反射で記入すること。

(2) ボディ上部アルミ収納ボックス蓋に「八潮P」と対空表示をして丸ゴシック体で大き

く白色で記入すること。(縦書き)

- (3) ボディ両側後部上部、キャブ前部左側及び車体後部に「八潮3」と白色左書き丸ゴシック体で記入すること。
- (4) 標識灯部に「八潮3」と黒色丸ゴシック体で記入すること。
- (5) ボディ後部シャッター及びボディ両側後部シャッターに「SOKA YASHIO FIRE BUREAU」及び「SAITAMA」と白色丸ゴシック体で記入すること。
- (6) 車両後部に組合指定の車両番号「3桁の数字」を記入すること。
なお、数字については別途協議とすること。
- (7) 再帰性に富んだ反射材を組合の指定した場所に貼付すること。
- (8) その他の文字表示については別途協議とすること。
- (9) 文字材質は、再帰性に富んだ反射材又は屋外用カッティングシートとし、位置及び大きさについては別途協議とすること。

8 銘板

次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

- (1) 製造に関する銘板
- (2) 主要諸元に関する銘板
- (3) 操作に関する銘板
- (4) 取扱方法の概要及び注意事項に関する銘板
- (5) 各スイッチ類には、名称及び「ON・OFF」の表示をすること。
- (6) 計器類には、名称を表示すること。
- (7) バルブ及びコック類には、名称や開閉方向を表示すること。
- (8) 操作装置には、名称や操作方向を表示すること。
- (9) 各灯火及びスイッチには、保護枠を設けること。

なお、取付位置は、別途協議とすること。

第3 シャシ

- 1 車両に使用するシャシは、最新のポスト新長期排出ガス規制に適合したものであること。
- 2 使用シャシ
 - (1) 消防認定専用シャシとする。
 - (2) エンジンについては、次の諸元・性能以上を満たすこと。

- ア エンジンは、水冷4サイクル直列4気筒ディーゼルエンジン（過給機付）とすること。
- イ 排気量は、4,000cc以上とすること。
- ウ 最高出力は、110kW（150ps）以上とすること。
- エ 最大トルクは、440Nm（44.9kgf・m）以上とすること。
- オ エンジンガバナーは、電子式オールスピードガバナーとすること。
- (3) 駆動方式は、後輪駆動方式とすること。
- (4) 動力伝達装置は、オートマチックトランスミッション式（5速）とすること。
- (5) ブレーキ装置は、ABS装置付きとすること。
- (6) ステアリングは、パワーステアリングとすること。
- (7) ホイルベースは、2,830mm以下とすること。
- (8) 乗車定員は、5名とする。
- (9) オルタネーターは、24V-80A以上とすること。
- (10) バッテリーは、130E41R×2（引出式）以上とすること。
- (11) 完成車の主要寸法
- ア 全長6,000mm以下とすること。
- イ 全幅1,900mm以下とすること。
- ウ 全高3,000mm以下とすること。
- (12) 車両総重量は7,300kg未満とすること。
- (13) 燃料タンク容量は、70L以上（給油口、軽油、最大数量を明記）とすること。
- (14) デファレンシャルギアは、リミテッド・スリップ・デファレンシャルギアとすること。
- (15) その他
- ア 運転席SRSエアバック
- イ LEDフォグランプ
- ウ パワーウインドウ（全席）
- エ 電磁ドアロック（集中ドアロック）
- オ サンバイザー（両側）
- カ 純正シングルエアコン（代替フロン型）
- キ オールシーズンラジアルタイヤ（スペアタイヤを含む全てオールシーズンラジアルタイヤ、メッキホイールカバー付）

- ク サイドステップカバー
- ケ 運転席及び助手席電動格納2面鏡式ミラー（熱線付）
- コ LEDヘッドランプ
- サ バックアイモニター（ルームミラー型）
- シ ドライブレコーダー（32GBのSDカード付）
- ス スポイラー付フロントバンパー
- セ サスペンション 強化型

3 次に掲げるものは、経年劣化防止のためメッキカバーを取り付けること。

- (1) ミラーステイ
- (2) 運転席、助手席2面鏡ミラー
- (3) フロントグリル

4 標準取付品

この仕様において、指定したもの以外の装備については、シャシメーカーが公表した標準取付品を装備すること。

5 附属品

シャシの附属品及び特殊附属品は、次のとおりとする。

- (1) エンジン回転計及び油温計
- (2) タイヤチェーン
- (3) 音声合成警報ブザー
- (4) LEDタイヤ灯（左右後輪灯 必要個数）
- (5) 車輪止
- (6) フロアーマット（ダブルキャブ用）
- (7) 工具一式
- (8) 泥よけ
- (9) 樹脂製サイドバイザー（前後ドアウィンドウ）
- (10) 非常用信号器具（発煙筒、非常信号灯、三角停止板）
- (11) その他車両運行基準に規定されたもの

6 その他

シャシメーカーの都合により、シャシが変更になった場合は、本仕様書に記載されている仕様の同等品又は同等品以上のシャシを納入すること。

第4 キャブ

1 キャブ

- (1) キャブルーフは軽量かつ十分な強度を有し、耐蝕性、耐熱性及び耐紫外線に優れたGFRP素材等を使用し、居住性に優れたハイルーフ構造とすること。
- (2) フロント散光式赤色警光灯はキャブと一体埋込型でキャブ上部左右及び前方中央に設け、省電力で玉切れの少ないLEDとし、車両側方及び前方一体を照射できる配置とすること。
- (3) 電子サイレン用スピーカー及びモーターサイレンをキャブ上部前方中央部に埋め込み一体型にて設けること。また、電子サイレン用スピーカーは、前方音量を確保しながら、車内への音量を大幅に削減するアクティブ制御スピーカーとすること。
- (4) 後席後部をボックス形状に張り出し（パンチングメタル取り付け、S字フックを10個取り付けること。）、空気呼吸器取付装置を3基設置すること。
- (5) キャブ乗降時摩擦等のおそれのある部分及びキャビンステップ蹴込部に保護板又は保護シート等を取り付けること。
- (6) フロントバンパーを前部に張り出し、上面にキャブ前面の整備清掃時に足場となるよう、アルミ縞板による滑り止め措置をすること。
- (7) 各座席乗降部にステンレス製乗降用アウターグリップを取り付けること。
- (8) 前席後部のキャブ中間に走行時における安全確保に必要な後席グリップ（ゴム張り）を取り付け、S字フックを10個取り付けること。
- (9) 各ドアに開放時でも夜間後方から視認しやすい位置に、赤色の超高輝度反射シート（広角プリズム型フルキューブ）を貼付すること。
- (10) 電動油圧キャブチルト装置を取り付けること。
なお、積載はしご昇降装置が収納状態の時に操作できないよう、安全装置を取り付けること。
- (11) 旗立てパイプステンレス製をキャブ左側Cピラーに取り付けること。
- (12) 運転席側後部座席昇降ステップの支障とならない位置に、マグネット式外部入力コンセント（以下「外部入力」とする。）を設けること。また、コード長さは10mとすること。
- (13) 外部入力部へコンセントを取り付けた時、キャブ内に取り付けたAC100Vコンセ

ントが使用できる自動切換えする構造とすること。

(14) 外部入力部へコンセントを取り付けた時、キャブ内に設けたスイッチを切り替えることにより、オイルパンヒーターが使用可能である構造とすること。

(15) 外部入力へコンセントを接続時、自動充電装置が使用可能である構造とすること。

ア AC100Vの電源により、シャシ積載のバッテリーに自動的に充電する装置を取り付けること。

イ 過充電防止装置付きとすること。

(16) 運転席と助手席の間に大型収納ボックス及びセンターシート足元ボックスを設置すること。

なお、詳細については別途協議とすること。

(17) 中間パイプ下部に、リヤクーラーを設置し、左右に1/3 + 1/3 中間下パンチングメタルを取り付け、パンチング用小物入れボックスを4個取り付けること。

なお、詳細については別途協議とすること。

(18) ルーフリヤコンソール下部にハンガーフック（二股式）を3個取り付けること。

(19) キャブドア内側にLED足下灯をドア連動で点消灯するよう取り付けること。

(20) キャビン内にルーフセンターコンソール（下部及び前側パンチングメタルタイプ）を設置し、ルーフセンターコンソール後ろには飛び出し防止ネットを取付けること。

なお、詳細は別途協議とすること。

(21) キャビン内にルーフリヤコンソール（下部パンチングメタルタイプ）を設置し飛び出し防止ネットを取り付けること。

なお、詳細は別途協議とすること。

2 座席

(1) 前向きとし、前部2人、後部3人掛けとすること。

(2) 助手席シートは、ヘッドレスト連動アームによる空気呼吸器ホルダー内蔵シートに変更し、補助背当てを取り付けること。

(3) 後部座席は上下スライド式とすること。

(4) 各座席に3点式シートベルトを取り付けること。

なお、後部座席については2点式とすること。

(5) 後席シート台座部分は収納スペースとすること。

3 機能集中スイッチ

- (1) 取付位置は、オーバーヘッドコンソールの運転席側とすること。
- (2) 各スイッチの機能を明瞭に表示し、電源は、エンジンスタートスイッチのACCに連動する照度調節機能付きで、LED透過照明ディスプレイとすること。
- (3) 各スイッチ表示は、別途協議とすること。

4 照明

- (1) キャブ内にLED式照明灯を取り付けること。
- (2) 運転席及び助手席にバータイプLED、後部座席に任意で点消灯ができるLED式フレキシブルマップライト2個を取り付けること。
- (3) キャブ内シャシ標準照明灯及びメインスイッチを照射するLED灯は、メインスイッチに関係なくドア連動で点消灯する構造であること。

5 消防エンブレム

キャブフロントグリル中央上部に耐蝕メッキを施した直径150mmの消防章を取り付けること。

6 更新対象車両からの載せ替え機器

更新対象車両からの載せ替え機器については、関係業者と事前打合せを行い、取り付け方法を協議すること。

(1) 消防無線装置

- ア オーバーヘッドコンソールの助手席側に消防無線機を移設すること。
- イ 車外通話装置をポンプ室内にボックスを設け、ボックス内に取り付けること。
- ウ 電源は、バッテリーから直接供給するものとし、エンジン停止時にも起動すること。
- エ 移設工事については、別途組合と協議すること。

(2) AVM装置

- ア AVM装置は、更新対象車両から載せ替え、センターコンソールにAVM装置を移設すること。
- イ AVM動態スイッチをポンプ室ボックス内に取り付けること。
- ウ 電源は、バッテリーから直接供給するものとし、エンジン停止時にも起動すること。
- エ 移設工事については、別途組合と協議すること。

第5 消防ポンプ用動力取出装置

- 1 消防ポンプ用動力取出は、フルパワー（フライホイール）PTO式とすること。

2 動力接続機構は、油圧多板クラッチ方式とし、次のとおりとすること。

- (1) 接続回路は、通常用及び緊急用の2系統とすること。
- (2) 動力接続中は、シフトレバー操作時にエンジンが停止する機構等の安全装置を設けること。
- (3) 通常用スイッチは、接続を確認できるパイロットランプ等を設けること。また、スイッチは誤操作しないものであること。
- (4) 緊急用回路スイッチは、操作しやすい位置に設置し、フタを取り付ける等誤操作しないよう安全対策を講じること。

第6 消防ポンプ装置

1 ポンプの艀装材料は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）の規定に適合すること。

2 性能

性能は、規格省令が定めるA-2級以上とし、放水能力は次のとおりとする。

- (1) 規格放水性能は、0.85MPa規格放水圧力において規格放水量 $2.2\text{ m}^3/\text{min}$ 以上とする。
- (2) 高圧放水圧力は、1.4MPa（直列並列切替型のポンプは、1.7MPa）高圧放水圧力において高圧放水量 $1.9\text{ m}^3/\text{min}$ （直列並列ポンプは、 $1.0\text{ m}^3/\text{min}$ ）以上とする。

3 ポンプ駆動装置

ポンプ駆動用シャフトは、次のとおりとする。

- (1) シャフトは、努めて水平に取り付けること。
- (2) シャフトには、2個のユニバーサルジョイントを使用すること。
- (3) ユニバーサルジョイントとスプラインシャフトには、給脂が容易にできるようニップルを取り付けること。
- (4) フランジ結合部は、特別な場合を除き、通しボルトを使用すること。

4 ポンプ

- (1) ポンプは、高圧一段ポリュームポンプとすること。
- (2) 高圧一段ポリュームポンプの材質を車体全体の軽量化を考慮しとすること。
- (3) ポンプ本体の耐水圧性能は、締め切り圧力の1.5倍以上とすること。

- (4) 軸受部の気密閉は、メンテナンスフリーのメカニカルシール構造とすること。
- (5) 軸受部は、グリス等の給脂が不要なグリスレスタイプとすること。
- (6) ポンプ放口側に、自動放口閉そく弁（逆流防止弁）を設けること。
- (7) ポンプと真空ポンプの間に、水遮断装置（止水弁）を設けること。
- (8) 真空ポンプと水遮断装置の間に、逆流防止装置（チェックバルブ）を設けること。
- (9) ポンプ下部に、ポンプレバー又は通常用及び緊急用電磁クラッチ接続回路スイッチと連携で開閉するポンプドレンを設けること。

なお、上記の機構に障害が発生した場合においても、閉止可能な独立した手動式バルブ又はコックを設けること。

5 真空ポンプ

- (1) 真空ポンプの機能及び性能については、「規格省令」第20条の規定に適合するものであること。

- (2) 真空ポンプ装置は、ピストン方式で完全無給油式自動用水装置付きとすること。

なお、『無給油式真空ポンプ』の名称を銘板により標示すること。

- (3) 操作パネルは、車体両側放口付近に設け、『自動揚水装置』の名称を銘板により標示すること。

なお、標示についてスペースがない場合等、担当者と協議の上、設けないことができる。

- (4) 真空ポンプの駆動は、PTOを介して行う構造とし、次のとおりとすること。

ア 押ボタンにより作動し、揚水完了時に自動的に作動停止する構造とすること。

イ 作動確実で振動及び騒音が少ないものとする。

ウ ミッション部等に潤滑油を必要とする場合は、その油量が車体側面から確認できること。

- (5) エンジンスロットルは、真空ポンプ作動ボタンを操作することにより、自動的に揚水に最適な回転に上昇し、揚水完了後、アイドリング状態に戻る構造とすること。

- (6) 揚水完了後に落水した場合は、警報音を鳴らす構造とすること。

- (7) 停止ボタンを操作することにより、真空ポンプの回転が停止し、かつ、エンジンスロットルがアイドリング状態に戻る構造とすること。

- (8) 真空ポンプ作動回路が故障した場合でも、支障なく真空ポンプを作動させることができる独立した緊急作動回路を設けること。

- (9) 緊急作動については、押しボタンを操作している間だけ作動する構造とすること。
- (10) エアチャンバ及びエアフィルタを取り付け、それぞれにドレンバルブを設けること。

6 エンジン冷却水補助冷却装置

- (1) ポンプ運転時にポンプからの吐水により、エンジン冷却水及びP T Oギヤケースの過熱を防ぐ、補助冷却装置を取り付けること。
- (2) 補助冷却装置には、放水中にポンプより加圧された水にてP T Oギヤケース及びサブラジエーターを強制的に冷却する水を外部に排出せず、タンクへ戻す環流装置を次のとおり設けること。
 - ア 中継放水時にも使用できるようにすること。
 - イ 冷却配管の圧力が高くなりシャシ側の機器（P T Oギヤケース及びサブラジエーター）が破損するのを防ぐため、安全弁を設けること。

なお、安全弁が作動不良をおこしても減圧できるよう、二次的な安全装置も併設すること。

7 ポンプ自動調圧装置

- (1) ポンプ自動調圧装置を付加すること。
- (2) ポンプ室左右側板部に圧力計、連成計、真空計、流量計、積算計、ポンプスロットル、真空ポンプ操作及び表示ディスプレイ等の操作盤を設けること。

また、表示ディスプレイ等は、真空ポンプ動作、放口及び吸口の開閉揚水完了などが容易に確認できる図形式とすること。

なお、昼夜問わず視認しやすいよう画面は7インチ以上ワイドタイプとし、高輝度低反射パネル及び自動調光機能付きとすること。
- (3) ポンプスロットルは、電気式スロットルとし、誤作動を防止するため左右とも右回転でスロットルアップすること。
- (4) 真空ポンプ操作及びスロットル操作は非常用の手動操作ができるようにすること。
- (5) スロットル固定機能として、不用意にスロットルに触れてもエンジン回転の上昇を防ぐ機能を設けること。
- (6) ポンプ圧力を任意に設定し、設定圧以下になった場合は設定圧まで圧力を上昇させ、設定圧以上になった場合は設定圧まで圧力を下げる任意圧力安定機能やあらかじめ設定された圧力まで上昇し、安定する圧力設定開始機能を設けること、さらに、放水停止（緊急ボタン）を押すとエンジン回転がアイドリングまで降下する放水停止機能を設け

ること。

8 配管

(1) 各配管の耐水圧性能は、次のとおりとすること。

ア 吐水配管及び吐水配管系部品は2MPaで漏水がないこと。

イ 吸水配管及び吸水配管系部品は2MPaで漏水がないこと。

(2) 各配管は、次のとおりとすること。

ア 配管は、必要に応じてシャシフレーム等と確実に固定するとともに、たわみ等の影響を逃す方法で行うこと。

イ 配管の分岐及び異口径管の接合は、合流損失、曲がり損失、摩擦損失及びエアポケットが少ない方法で行うこと。

ウ フランジ継手部は、スパナ又はレンチ等で作業ができるスペースを確保すること。

エ 各配管は、整備等の場合に容易に取り外せるように分割すること。

オ 各コック部は、折損防止のために受け台等により強固に固定すること。

カ 吐水口及び中継口は同一の高さとし、各操作レバーは同一高さ及び開閉方向も努めて同一とすること。

(3) 吸水配管は、次のとおりとすること。

ア 吸水口は車体両側に各1口設け、左側は呼称75mmのオスねじ付きで常時接続する構造とし、右側は呼称75mmの棒吸管を取り付け可能な構造とすること。

イ 吸水口は、ボールコックとし、コックレバーは容易に開閉できること。

ウ 水タンク吸水配管の途中にタンク吸口コックを設けること。

(4) 中継配管は、次のとおりとすること。

ア 中継配管は、呼称内径65mm以上とし、吸水配管へ接続すること。

イ 中継口には、通水抵抗の少ない堅牢なストレーナーを設けること。

ウ 中継口は呼称65mmのオスねじ付きとし、車体両側に各1口設け、中継媒介金具を取り付けること。

エ 中継口は、ボールコックとし、コックレバーは容易に開閉できること。

オ 中継コックレバー及び中継口（中継媒介金具を付けた状態）は、車体全幅より外に出ないこと。

カ 中継口用コックには、操作の容易なドレン装置を設けること。

(5) 吐水配管は、次のとおりとすること。

- ア 吐水配管は、呼称口径65mm以上とし、自動放口閉そく弁から左右に延長し、これを二叉に分岐すること。
 - イ 放水口は、呼称65mmのオスねじ付きとし、車両両側の中継口及び吸水口付近に可能な限り左右対称に各2口設けること。また、放水コックは、ボールコックとし、コックレバーは任意の位置で確実に固定すること。
 - ウ 放水口用媒介金具は、左右前後マルチタイプとすること。
 - エ 放水口コックレバー及び放水口（放口用媒介金具を取り付けた状態）は、車体全幅より外にでないこと。
 - オ 放水口コックには、操作が容易なドレンを取り付けること。
 - カ 冷却配管を分岐すること。
- (6) 積水口配管は、次のとおりとすること。
- ア 積水口配管は、呼称口径65mm以上とし、水タンクに接続すること。
 - イ 積水口は、通水抵抗が少なく堅牢なストレーナーを設けること。
 - ウ 積水口は、呼称65mm差込メス式覆冠式とし、両側ポンプ室に1口設けること。
 - エ 積水口（差込メス金具を付けた状態）は、車体全幅より外に出ないこと。
 - オ 積水口には、操作の容易なドレン装置を設けること。
 - カ 水槽への水の補給条件（送水圧力）が表示されていること。
- (7) 計器用配管は、次のとおりとすること。
- ア 材質は、呼び径6mm以上のシンフレックスチューブ等とし、残水が流れやすいよう可能な限り計器側から下り勾配を付けること。
 - イ 配管は、側板等の裏側に整然とクリップ等で固定すること。
- (8) エジェクター配管は、次のとおりとすること。
- ア エジェクター配管は、吸水口ボールコックを中間にしたバイパス式とし、その配管は、呼び径8mmのシンフレックスチューブとすること。
 - イ エジェクター配管に、操作バルブ及びガラスボールを設けること。
- (9) ドレン配管は、次のとおりとすること。
- ア ドレン配管は、呼び径8mm以上のシンフレックスチューブ又は鋼管とし、給油配管を除く各配管の残水が完全に排出でき、かつ、排出が車体各部にかからないように下方まで延長して設けること。
 - イ ドレンバルブは、集中操作できるよう設けること。

ウ 車体下方にドレンバルブを設ける場合、ドレンバルブの下方側には、200mm以上の地上高を確保して、保護板を設けること。

第7 水槽

- 1 水槽は、容量600L以上とし、上部に点検口を設けること。
- 2 水槽の材質は、板厚3mm以上のアルミ製又は樹脂製とし、角型（防波板付）で内圧に対して変形及び漏れのない構造とすること。また、水槽への最大送水圧力は0.35MPaとすること。
- 3 水槽下部に、タンク吸水口、水量計口及びバルブ付きのドレンパイプを取り付けること。
- 4 水槽上部にオーバーフローパイプを車両下部まで配管すること。
なお、走行時の漏水が最小となる構造とすること。
- 5 タンク吸水コックは電子式とし、操作ボタンを両側ポンプ室内に取り付けること。
- 6 水槽水量計を、車両両側の見やすい位置に設置すること。
- 7 タンク残量を昼夜ともに容易に視認できるようポンプ操作盤に電子水量計を両側に設置すること。（警報ブザー付）

第8 ボディ

1 艀装材料の厚さ

艀装材料の厚さは次によるものとし、フロアステップ、バンパー上部及びその他必要とする部分はアルミ縞板であること。また、アルミ縞板は、クリアコートを施すこと。

- (1) 側板 I型 1.6mm以上
- (2) サイドエプロン 1.2mm以上
- (3) フェンダー 1.0mm以上

2 構造及び性能

構造及び性能は次のとおりとすること。

- (1) 特に指示する部分を除き、全て金属製とすること。
- (2) 総体的な重量軽減を図り、前後輪荷重及び左右バランスを考慮すること。
- (3) ボディ全般にわたり、防蝕性及び防水性を十分考慮すること。
- (4) ボディ内部・外部で水の溜まるおそれがある箇所に、内径15mmの水抜き穴を設けること。

- (5) 点検・整備に際して工具類を使用するためのスペースを確保すること。
- (6) ブラケット、ステップ及び手すり等を取り付ける部分は、十分な補強を施すこと。

3 外枠

- (1) 骨組は、シャシに強固に取り付け、側板等に直接大きな荷重を負担させないものとする。
- (2) 骨組をシャシ部分に取り付ける場合は、原則としてリベット接手又はボルト締めをすること。
なお、重要部分のボルトは、ダブルナットを使用すること。
- (3) 骨組や側板の切断端又は溶接部分は、危害防止のためバリ等がないよう丸みをつけること。
- (4) ボディ側板は、厚さ1.6mm以上とし後部内側折曲式に加工すること。
- (5) ボディ上部は、作業スペースとして使用できるように骨組の配置を考慮し、努めて平面とすること。
- (6) ボディ上面には、アルミ縞板を張ること。
- (7) アルミ縞板張りの床板等が車両側板と接する部分は、側板に沿って折り曲げること。
- (8) 水槽のマンホール上部の床板は、キャッチ蓋の点検口を設けること。
- (9) 床板は、水密性に優れたものとする。
- (10) ボディ上面の組合が別に指示する部分には、ステンレス製の手すりを設けること。
- (11) 外枠は、ボルトヘッド等が外観よりできる限り目視できない構造とすること。
- (12) ボディ上部を嵩上げし左右側面に照明角度を保つように補助散光灯を取り付けること。

なお、取付位置、箇所及び方法については別途協議とすること。

- (13) ボディ後部の必要な箇所にステンレス製乗降用手すりを設けること。
- (14) ボディ後部の左右両側及び上方の縁に再帰性に富んだ反射テープを貼り付けること。
なお、詳細にあつては、別途協議すること。

4 昇降梯子

昇降梯子及びステップを次のとおり取り付けること。

- (1) 昇降梯子及びステップは、堅牢かつ乗降しやすい構造とすること。
- (2) ボディ後面に、ボディ上部乗降用展開式昇降梯子型ステップを設けること。
- (3) 昇降梯子の踏面は穴あき滑り止めを施すこと。

- (4) 昇降梯子には、手すり（ステップ一体可）を取り付けること。

第9 ボックス類

1 構成

バッテリー等ボックス、ポンプ操作部ボックス、車両左側ポンプ操作部下部ボックス、ボディ両側後部上部ボックス、ボディ両側後部下部ボックス、ボディ後部ボックス及びボディ上部アルミ収納ボックスから構成するものとする。

2 性能及び構造

- (1) 各ボックスの扉は、堅牢な構造とし、合わせ目にゴム製パッキン等を使用し水密を保つこと。
- (2) 各ボックスには、内径15mmの水抜き用穴を2個以上設け、車体下方まで延長するパイプを接続すること。また、別に指示するボックスを除き、取り外し可能な樹脂製のこの板を排水性に考慮し敷くこと。
- (3) 各ボックス内に、夜間操作も容易にできるように照明灯(LED灯)を取り付けること。
なお、点消灯は車両スモールランプをメインとし、シャッター又は扉の開閉に連動すること。
- (4) 横開きの扉は、原則として前ヒンジとし、扉を開いた時に車体と接触する場合は、その場所にゴム等の保護材を取り付け二重ロックの構造とすること。
- (5) 下ヒンジ付扉の構造は、次のとおりとする。
- ア 開放時にステップとして使用できる構造であること。
 - イ 扉の内側(エッジ部分は除く。)に、アルミ縞板による滑り止めを取り付けること。
 - ウ 扉の厚み部分からエッジ部分に、滑り止めを取り付けること。
 - エ 固定装置は、チェーン及びダンパー等活動障害になるものは取り付けない構造とすること。
 - オ ヒンジは閉扉時に視認できない構造とし、強固に取り付けること。
 - カ 扉キャッチは、扉面からの突起の少ないステンレス製ラッチ式平面埋込型とすること。また、施解錠がワンタッチで操作できる独立したステンレス製ストッパー(フランス落とし等)を取り付け、二重ロックとすること。
 - キ 開放時夜間でも視認できるようにLED白色照明灯を取り付けること。
なお、取付位置及び個数については、別途協議とすること。

ク 左右フェンダー部分に、あおりステップを各2か所取り付けすること。

(6) シャッターは次のとおりとすること。

ア オールボックスタイプとし、左右及び後部に上下開閉式のもの設けること。

なお、シャッター枚数にあつては別途協議とすること。

イ シャッターは、アルミ合金製でスラット1本ごとにシーリング材が取り付けられ防水性及び防振製を確保すること。

(7) 各ボックスは、ブラケット又はキャッチ等を使用し、各積載品及び各附属品等を全て容易に固定収納できる構造とすること。

(8) 各扉及びシャッターは、閉め忘れを防止するため、キャビン内取付品機能集中操作スイッチに表示する機能を取り付けること。

(9) 各ボックス類への収容物、収納方法及びボックスの構造は、以下に記載のボックス仕様とすること。

なお、ボックスの構造上等により困難な場合は、収容物の位置等の詳細について、別途協議とすること。

3 バッテリーボックス等

(1) 車体右側キャブ後方下部に、バッテリー2個を収納できるボックス及び乗降用ステップを設けること。

(2) バッテリーボックスはスライドロック式で横開きの扉とすること。

4 ポンプ操作部ボックス

(1) 扉はシャッター式とし、上下に作動して開閉できること。

(2) 左右ポンプ室内の前方にパンチングパネルを取り付けること。

なお、詳細にあつては、別途協議とする。

(3) ポンプ関連操作部は、各操作レバーが操作の障害とならないよう機能的に配置し、各操作レバーの開閉の方向は同一方向であること。また、操作部下部は排水性を考慮した構造とすること。

(4) ポンプ操作部上部に、資機材収納スペースを設け脱落防止措置を講ずること。

なお、詳細にあつては、別途協議すること。

(5) 照明装置

ア 各計器目盛、針及びポンプ操作部が、夜間でも容易に視認できるよう計器灯（LED灯）を取り付けること。ただし、バックライト付計器の場合は取り付けないことが

できる。

イ 点消灯は、車両スモールライトをメインとし、シャッターの開閉と連動すること。

- (6) 左右ポンプ操作部ボックス天井部にレール式フックを設置し、S字フックを計10個取り付けること。

5 ボディ両側ポンプ操作部下部ボックス

- (1) ボックスは、ボディ両側ポンプ操作部下部とすること。
- (2) 扉は下ヒンジ付扉とし、扉が開いた状態でステップとして使用できるよう強固に製作すること。

6 ボディ両側後部ボックス

- (1) 扉はシャッター及び下ヒンジ付扉（タイヤハウス後部）とし、シャッターは上下に作動して開閉し下ヒンジ付扉はステップとして使用できる構造とすること。
- (2) 右ボディ後部ボックスは、組合の指示する資機材を効率よく収納できる構造とすること。また、資機材棚を設ける場合は、上下2又は3分割に区画できる分割仕切板を設け、上下分割仕切板はボルトにより固定し、スライドレール式により分割仕切板の移動が可能な構造とし、奥行きは可能な限り最大限とすること。
- (3) 収納物が落下又は移動し、シャッターの開閉に影響のないよう、各段及び各資機材ごとに長さ調節機能を有した樹脂製バックル式の固定バンドを2本以上設けること。
- (4) 左右ボディ両側後部ボックス天井部にレール式フックを設置し、S字フックを計10個取り付けること。

7 ボディ後部ボックス

- (1) ボディ後部にシャッター付き収納ボックスを設けること。
- (2) 収納庫にホース延長用資機材及び電動油圧昇降装置（垂直式）を取り付けること。
- (3) ホース延長用資機材を積載した上部に予備ボンベ収納庫を設け、ボンベ収納庫上部のスペースに、ホースバッグを収納することができる構造とし、落下防止措置を講ずること。

なお、詳細にあつては、別途協議すること。

8 ボディ上部アルミ収納ボックス

- (1) ボディ上部運転席側に取り外し可能なアルミ縞板製収納ボックスを取り付けること。
- (2) 収納ボックスは、アルミ縞板製蓋付きとし、チェーン及び開閉時の固定金具を取り付けること。

(3) 収納ボックスの大きさは最大限の大きさとし、補強を施すこと。

9 ボディ両側後方下部に側方灯（LED）を各1か所取り付けること。

第10 積載はしご昇降装置

1 積載はしご昇降装置は、電動昇降方式とすること。

2 はしご収納枠に、三連はしご及びかぎ付はしごを収納できる構造とし、左側面に鳶口を2本取り付けできる構造とすること。また、三連はしご脱着に際し、かぎ付はしごを取り外さず脱着できる構造とし、ストッパー（布ベルト不可）にて確実に固定するものとする。

3 はしご収納枠は、走行時及び昇降時に積載はしごが脱落しないようはしごを確実に固定できる構造とすること。

4 積載はしご昇降装置は、車両の走行振動及び急停車等の衝撃に耐えられ、走行時に昇降動作をしないよう安全装置を施すこと。

5 給脂を必要とする部分は、容易に給脂ができること。

6 はしご収納枠を収納させた際、未収納パイロットランプが消灯する構造とすること。
なお、センサーにはカバーを取り付けること。

第11 ホース延長用資機材

ホース延長用資機材（以下「ホースカー」という。）は次のとおりとすること。

1 構造は、65mmホースが8本以上収納できる構造とし、さらに、ブレーキ付きとすること。

2 ホースカー側面に、管銃2本（50mm型ガンタイプノズル）及び二股分岐管を取り付けること。

3 ホースカー積載台は、ホースカーを確実に固定でき、ホースカーの重量に耐えられる強固な構造とすること。

4 ホースカー固定装置は、ホースカーを強固に固定し、車両の走行振動や急停車等の衝撃に解除及び脱落しない構造とすること。

5 ホースカー動力昇降装置は、昇降時警報を発する安全装置付きとし、容易に操作できる構造とすること。

なお、故障時には手動操作ができる構造とすること。

- 6 ホースカー動力昇降装置の昇降用レールは、4.5mm以上の厚さとすること。
- 7 ホースカーを収納した際、未収納パイロットランプが消灯する構造とすること。

第12 空気呼吸器取付装置

- 1 空気呼吸器取付装置を後部座席背部に3か所及び助手席背もたれ内に1か所設けること。
- 2 後部座席取付装置は、マジックベルトを用いた方法で固定できるものとし、助手席は飛鳥車体制又は同等品以上の構造とすること。

第13 消防専用電話装置

- 1 消防専用電話装置は、更新対象車両から載せ替えるものとする。
なお、取付位置については、別途協議とすること。
- 2 無線機への電源は、バッテリーメインスイッチに連動し通電すること。
- 3 通話装置は次のとおりとする。
 - (1) 取付位置は、助手席側ダッシュボード上とする。
 - (2) 取付金具は、メーカー純正金具を使用すること。
 - (3) 車外通話装置は、操作盤にボックス型スイッチを取り付けること。
 - (4) スピーカーは、キャブ内に1か所設けること。
- 4 車外無線送話器取出口
 - (1) 取付位置は、左右ポンプ室内とし、操作しやすい位置にボックスを設け、通話装置及びボックス型スイッチを取り付けること。
なお、詳細にあつては、別途協議すること。
 - (2) 車外通話装置上部にスピーカーを取り付けること。
 - (3) ボックス型スイッチは単独で車外通話装置の作動を制御できる構造とすること。

第14 取付品及び取付装置

別表に掲げる取付品及び取付装置は、次のとおりとする。

- 1 赤色警光灯
 - (1) 散光式警光灯（LED）ハイルーフ一体型とすること。
 - (2) フロントグリル内及びフロントバンパー前面に、赤色LED点滅灯を散光式警光灯と

連動で作動するよう各2個取り付けること。また、キャビン内に点滅パターン選択スイッチを設けること。

なお、左右の取付位置にあつては別途協議すること。

- (3) 後部ボディ左右に補助散光灯保護枠付きで散光式警光灯と連動で作動するよう取り付けること。また、キャビン内に点滅灯減光スイッチ及び点滅パターン選択スイッチを設けること。
- (4) ボディ両側嵩上げ部の前部、中央部及び後部に、補助散光灯を左右3か所に照明角度を保つように取り付け、作動は散光式警光灯と連動し機能集中操作スイッチで消灯出来る構造とすること。また、キャビン内に点滅灯減光スイッチ及び点滅パターン選択スイッチを設けること。

2 電子サイレン

- (1) 取付位置はオーバーヘッドコンソール中央とし、電源は、エンジンスタートスイッチのACCに連動すること。
- (2) 電子サイレンアンプは、音声合成内蔵型とし、配線は、散光式警光灯内蔵のスピーカーへ配線すること。
- (3) 車両後部に電子サイレン専用のスピーカーを取り付け、後退広報用に配線すること。
- (4) 音声合成は、電子サイレンアンプの音声合成スイッチをONにしたとき作動する構造とすること。

第15 附属品

別表に掲げる附属品は、次のとおりとする。

1 電動サイレン

5SA型電動サイレンをキャブ上部前方中央部に取り付け、キャブ内助手席側足踏みスイッチで操作できる構造とすること。

2 照明灯

- (1) 車体上部両側前部に伸縮式ポールタイプ（1m程度）を付属とし、LEDサーチライトを取り付けること。

なお、取付位置については、別途協議すること。

- (2) 車体上部後方部に固定型タイプLEDサーチライトを取り付けること。
- (3) ボディ上部を嵩上げし、左右側面に補助散光灯が照明角度を保つよう左右各3か所

に取り付けること。

なお、取付位置については、別途協議すること。

(4) 車体後部に補助散光灯を保護枠付きで照明角度を保つように2か所取り付けすること。

なお、取付位置については、別途協議すること。

(5) キャブ内機能集中操作スイッチにメインスイッチを設け、照明灯附近の操作しやすい位置に個別のON・OFFスイッチを取り付け、スイッチを介して照明灯まで配線をボディ内部で行うこと。

3 標識灯

標識灯は、キャビンハイルーフ両側に埋込式で取り付けし、「八潮3」と表示し、車両のスマールランプと連動すること。

第16 その他

1 受注者は、車両の製作に先立ち、組合と製作上の細部にわたり十分な協議をした上で艤装を行うこと。

2 ナンバーは、組合が指定した数字を取得すること。

3 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

4 不当要求等に対し、次の事項を遵守すること。

(1) 受注者及び受注者の下請け業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生する恐れがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

(2) 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

5 問合せ先

埼玉県草加市神明二丁目2番2号

草加八潮消防組合

草加八潮消防局警防課 警防係

TEL 048-924-0967

FAX 048-928-8454

別表1 備えなければならない取付品及び取付装置

番号	品名	規格	個(式)数
1	ポンプ圧力計		2
2	ポンプ連成計		2
3	エンジン回転計		1
4	エンジン油温計		1
5	赤色警光灯	散光式警光灯ハイルーフ一体型	1
6	電子サイレン	T S K - D 1 5 2 (イエルプ付) アンプ	1
7	照明灯 (サーチライト)	P C H 2 4 - P (伸縮ポール付 1 m)	2
8	照明灯 (サーチライト)	P C H 2 4 - D D	1
9	後退警報器		1
10	標識灯	ハイルーフ左右	2

別表2 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置

番号	品名	規格	個(式)数
1	電動サイレン	5 S A型	1
2	真空計	左右両側各 1	2
3	ポンプ回転計	左右両側各 1	2
4	流量計	左右両側各 1	2
5	積算流量計		1
6	キャブチルト装置		1
7	オイルパンヒーター	コード付き (磁石式コネクター)	1
8	ポンプアンダーカバー		1
9	車外無線送話機取出口		2

別表3 備えなければならない附属品

番号	品名	規格	個(式)数
1	75mm吸管	呼称75mm×10mエキスパン結合金具 超軽量型 (L F - R S)、又は同等品以上	1

2	吸口ストレーナー	ポリプロピレン製	2
3	吸管ストレーナー	ポリプロピレン製75mm黒色 消火栓金具にワンタッチ脱着可能金具付	2
4	吸管ちりよけ籠	ポリプロピレン製	2
5	吸管まくら木	ゴム製	2
6	吸管ロープ		2
7	消火栓金具	エキスパン結合金具	1
8	中継用媒介金具	65メスネジ×65差込メス（AC） キャップ付	2
9	消火栓開閉金具	スピンドルドライバー（サイズは別途協議）	1
10	吸管スパナ		2
11	ノズル（ガンタイプ）	クアドラフォグノズル NH-50QFS	2
		G-フォースノズル セレクトダブルトリガー	1
		ボアテックスノズル NF-50GS	1
12	放口媒介金具	マルチタイプ（65/50）	4
13	とび口	グラスファイバー製又は同等品以上 1.8m	2
14	金てこ		1
15	剣先スコップ		1
16	ホース延長用資機材	ホースカー（TS-119）、又は同等品以上	1
17	三連はしご	KHFL-CT87、又は同等品以上	1
18	カギ付きはしご	KHFL-CT31、又は同等品以上	1
19	車輪止め	ゴム製（黄色）サイズ別途協議	2
20	消火器	自動車用（ABC粉末20型）	1
21	ポンプ工具	一式	1
22	消防用ホース（赤）	65mm×20m 使用圧1.6Mpa	10
		50mm×20m 使用圧1.6Mpa	5

別表4 軽微な変更として備えることができる附属品

番号	品名	規格	個(式)数
1	タイヤチェーン	シングル	1
2	分岐管	二又マルチ(65/50)	1
3	ホースブリッジ	コンパクトブリッジ(シングル)	1
4	ワイヤー	トラック用(牽引用)	1
5	照明器具	ウィレン製(ポータブルライトLF35A) 三脚(LF35TP)、又は同等品以上	1
6	おの		1
7	掛矢		1
8	スタンドパイプ	岩崎製 単口伸縮引上式 (10HL-T65A 800)	1

別表5 その他取付品及び附属品

番号	品名	規格	個(式)数
1	水槽(600L)	アルミ製又は樹脂製(防波板付)	1
2	動力昇降装置	ホースカー用動力昇降装置	1
3	予備ボンベ収納棚	4本程度(50ボンベ収納)	1
4	積載はしご動力昇降装置	佐藤工業 SSA-II はしご積載	1
5	補助点滅灯	大阪サイレン製 大阪サイレン製 フロントグリル内 LFA-100 2個 フロントバンパー LFA-50 2個 嵩上げ部 LFA-300 2個 車両後部 LFA-300 2個 又は同等品以上 必要数1式	1
6	作業灯	LEDバータイプ メーカー指定	1
7	補助照明灯 (下ヒンジ付扉)	LED白色照明灯 必要数1式	1
8	ボックス灯	LED 必要数1式	1

9	タイヤ灯	LED 必要数1式	2
10	ポンプ圧力自動制御装置		1
11	自動揚水装置		1
12	バッテリーメインスイッチ		1
13	無給油真空ポンプ		1
14	バッテリー引出し装置		1
15	サイドステップ延長		2
16	演習旗立て(演習旗含む)	白地に赤文字(550mm×300mm)棒付 メッキ仕様	1
17	消防章		1
18	自在吸管エルボ		1
19	メガホン	TS-633R、又は同等品以上	1
20	マップランプ	LED 後席2(フレキシブル)	2
21	エンジンカッター	ハスクバーナK770レスキュー(12インチ、ノルレンジャー)、又は同等品以上	1
22	チェーンソー	ハスクバーナ440eII (バーサイズ38cm)、又は同等品以上	1
23	ホース収納バック	65・50mm3本(大型ホースバッグFS1型)40mm2本(ホースバッグTW40)	2
24	RCパール	レスキューアックスDPX-2788	1
25	ボルトクリッパー	ZBC-600	1
26	スコッチコーン	伸縮式(250×250×450)単位:mm	4
27	漏水防止バンド	BE-001(50)(65)各1	2
28	車輪止め収納ブラケット	2ヶ用(取り付け位置別途協議)	1
29	空気呼吸器	ACTハーネス(空気ボンベ付き) 調整器M30(CS面体首掛けひも付)、又は 同等品以上	4

30	予備ボンベ	530CⅢAZ、又は同等品以上 刻印「F307」	4
31	空気呼吸器取付装置	前席 飛鳥車体制又は同等品以上 後席 マジックバンド×3	4
32	キャブ室内灯 大 キャブ室内灯 小	LED灯 後部×2 LED灯 前部×2	4
33	AED	日本光電株式会社 カルジオライフAED -3100 (キャリングケース、バッテリー 1本、成人小児兼用パッド1枚付)	1
34	プライバシーシート	クイックシールドNEO	2
35	防刃ベスト	草加八潮消防局指定のもの	4
36	機関員用ベスト	メッシュベストBS2 (イエロー)	1
37	バックアイカメラモニター	メーカー仕様 (ルームミラー型)	1
38	ドライブレコーダー	アイセーフプロ シンプル+ (32GBのSDカード付)	1
40	スペアキー		3
41	補修用ペイント	各種	各1
42	予備電球・ヒューズ	必要数	1
43	フォグランプ		2
44	サイドバイザー	プラスチック製	4
45	エアコン	後部座席エアコン含む	1
46	泥よけゴム		4
47	キャブ内外S字フック	S字フック内訳 別途協議	50
48	アルミ収納ボックス	寸法は別途協議	1
49	ドア足下灯	LED灯	4
50	大型ハンマー	ガラス柄両口	1
51	消火栓鍵	各種	1
52	機能集中操作スイッチ	SBW-100 (10連ボックス)	1

53	フロアマット	必要数	1
54	異径媒介金具AC	メス65mm×オス50mm	1
		メス50mm×オス65mm	1
		オス65mm×オス65mm	1
		メス65mm×メス65mm	1
		メス40mm×オス50mm	1
55	個人被ばく線量計	PDM-222C-SH	5
56	カッティングシート	切り抜き文字「草加八潮消防局 八潮署」 「八潮3」 白色・黒色大各10枚・中各20枚・小各 20枚 丸ゴシック	1
57	熱画像探査装置	フリーア-K45	1
58	複合ガス検知器	GX-6000 (塩素+)	1
59	検知管式気体測定器	ガステック	1
60	デジタルカメラ	RICOH (WG70)	1
61	簡易縛帯	R-430	1
62	救急支援セット	3WAYで使える二次救命処置 (ALS) 対応バック	1
63	ナックルヘッドシリーズ	米国防爆モデル	4
64	工具セット	KTC SK34010PS	1

別表6 移設物品

番号	品名	規格・形式等	個(式)数
1	消防無線	OKI製	1
2	AVM端末機	OKI製	1